

空き家改修補助金



富士見町内の空き家を購入等された方に
最大50万円の助成!!

補助要件

申請者区分	要件
空き家所有者	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付の対象となる空き家の売却又は賃貸を目的とすること。 空き家購入者又は空き家賃借人本人若しくはその同一世帯内の者が50歳未満であること。 空き家購入者又は空き家賃借人が区・集落組合に加入し、補助金交付後も継続する意思を有していること。
空き家購入者	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象住宅に5年以上定住する者 空き家購入者又はその同一世帯内の者が50歳未満であること。*1 区・集落組合に加入し、補助金交付後も継続する意思を有している者
空き家賃借人	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象住宅に5年以上定住する者 空き家所有者から改修における同意が得られている者 空き家賃借人又はその同一世帯内の者が50歳未満であること。*1 区・集落組合に加入し、補助金交付後も継続する意思を有している者

*1 富士見町消防団員又は消防団員を退団した方で、勤続5年以上の勤務を有し、かつ、退団後3年以内の方は年齢要件の摘要がありません

項目	要件
補助金対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> 富士見町公共下水道又は農業集落排水に接続した物件であること。 施工について、町内に本店、営業所等を有する法人及び個人事業者が全部又は一部工事を施工するものであること。 本要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。 事業計画書を提出した日の属する年度の翌年度までに補助金交付申請を行ったものであること。

補助対象経費

項目	要件
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 台所、トイレ、浴室、洗面所、内装等の改修費 屋根、外壁、雨樋等の改修費 残存する家財道具等の運搬、廃棄に要する経費 補助対象経費が25万円以上要すること
補助額	補助対象経費の1/3以内、上限50万円(千円未満は切り捨て)*2

*2 旧要綱の規定によって事業承認および交付確定した補助金額については従前のまま変更なし

補助金の詳細は
 こちらから

空き家・補助金・富士見町



制度詳細と申請書式を町HP上にて公開中



空き家改修補助金HP
 QRコード



富士見町役場
 総務課 まちづくり推進係

〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合10777番地
 Mail : machi@town.fujimi.lg.jp
 TEL : 0266-62-9331 FAX : 0266-62-4481

用語の定義

用語	定義
空き家	町内で居住を目的として建築し、現に居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの
定住	町内に住民票を有し、生活の本拠を本町に置くことをいう。
空き家所有者	空き家に係る所有権を有し、売却又は賃貸を行おうとする者をいう。
空き家購入者	空き家所有者との売買契約により当該空き家を購入する者をいう。
空き家賃借人	空き家所有者との賃貸借契約により当該空き家に居住する者をいう。

申請書類

【交付申請書提出時(工事着工前に提出)】

- 空き家改修費事業計画書(様式第1号)
- 事業計画箇所の位置図及び補助対象経費の詳細が分かる見積書の写し
- 登記事項証明書(全部事項)
- 当該住宅の改修前の現況写真(改修箇所の写真)
- 申請者が空き家購入者の場合は、補助対象住宅の売買契約書の写し
- 申請者が空き家賃借人の場合は、補助対象住宅の賃貸借契約書の写し
- 町長が必要と認める書類

【完了実績報告時(工事完了後に提出)】

- 空き家改修費補助金交付申請書・完了実績報告書(様式第5号)
- 工事請負契約書の写し
- 補助対象事業の支払が確認できる書類の写し及び町内事業者の領収書
- 当該住宅の改修後の写真(改修前との比較写真)
- 申請者が空き家所有者で売却した場合は、補助対象住宅の売買契約書の写し及び空き家購入者の住民票の写し
- 申請者が空き家所有者で賃貸を行う場合は、補助対象住宅の賃貸借契約書の写し及び空き家賃借人の住民票の写し
- 申請者が空き家購入者の場合は、空き家購入者の世帯全員が記載された住民票の写し
- 申請者が空き家賃借人の場合は、空き家賃借人の世帯全員が記載された住民票の写し
- 誓約書(様式第6号)
- 空き家購入者又は空き家賃借人の区・集落組合加入証明書(様式第7号)
- 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

【交付決定後】

- 請求書(様式第9号)

